器 12 理学診療用器具 管理医療機器 キセノン光線治療器 JMDNコード70606000 特定保守管理医療機器 フォース01

\*以下の患部への治療は不適確な圧迫によりやけどを起こす可能 性があるので、<u>キセノン</u>導子の装着について特に注意を必要とする。 ①身体内側及び皮膚の柔らかい部位への圧装着

1. 大腿部内側、鼠径部、上腕部内側などの皮膚の柔らかい 部位。[刺激過敏や導子装着時の圧迫過多のため。]

## ②炎症進行中の患部への使用

1. 初期および急性期の炎症のある患部。[過剰な温熱刺激 の状態となるため。

以下の使用方法は不適切な使用によりやけどを起こす可能性があ るので特に注意を必要とする。

- ① 光温熱治療は治療開始1分後に、治療を中断させ、同一部位での再スタート。[過剰な光熱供給となるため。]
- ② 患部への導子固定がきつすぎる。[ 患部の血流阻害や、フィ ルター部への密着を生じるため。
- ③ 遮光目的のタオル等で空気の流れをさえぎるように導子を 包む。[導子の放熱効果を妨げるため。
- \*④ 長時間にわたるキセノン導子の連続使用。[ 導子に熱が蓄 積し、放熱効果を妨げるため。
- ⑤ 長時間にわたる同一部位への使用。
- ⑥ 麻痺、感覚不全、シビレ等のある部位への使用。

以下の使用方法は不適確な圧迫によりうっ血を起こす可能性がある ので、導子の装着について特に注意を必要とする。

① 長時間にわたる患部への装着。

# 【禁忌・禁止】

以下の症状を示す人、又は診断を受けた人への使用はやめること。

- ① 心臓に障害のある人およびペースメーカー使用者[心臓ある いは心臓ペーシングに悪影響を与えるため使用禁止。
- ② 血圧に異常な高低のある人 [ 血圧の悪化をきたすため使用 禁止。〕
- ③ 皮膚の弱い特異体質の人 [皮膚症状の悪化を誘発するため 使用禁止。]
- ④ 光線過敏症の人や光線過敏症を誘発する薬剤を投与されて いる人[過敏症症状を呈するため使用禁止。]
- ⑤ 妊娠されている人、またはその可能性のある人 [ 胎児への影 響があるため使用禁止。
- ⑥ 皮膚病疾患部への直接使用、外傷の直接患部への使用[感 染症発症の可能性があるため使用禁止。
- ⑦ 糖尿病等で重度の局所循環障害や麻痺症状のある人 [ 感覚 不全、循環不良があるため使用禁止。
- アレルギー疾患の人 [ 抗体異常による症状の悪化を呈すため 使用禁止。]
- ⑨ その他、担当医師が不適当と判断された人は使用禁止。

# 【形状・構造及び原理等】

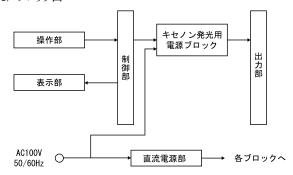
\*1) 機器構成

本体、キセノン(発光)導子、キセノン導子、電源コード、マジックベルト(長・短)、一人用専用架台(OP) (※OP:オプション設定)

## 原材料

名称	原材料
マジックベルト(長・短)	ナイロン、レーヨン、ポリエステル (内部に天然ゴムまたは合成ゴム)

## 2) ブロック図



3) 各部の名称



## 3) - 2 付属品

0) 2 1.1 11-41111		
<u>名</u> 称	照 射 部	本体差込部
キセノン(発光) 導子 ※製造番号B00183までの機器 本体で使用可		
キセノン導子 <u>※製造番号B10184以降の機器</u> <u>本体で使用可</u>		

# 4) 作動原理

本装置は電源部、制御部、キセノン発光部からなり、制御部によっ てキセノン発光部が制御される。制御部からの信号によって、 キセノンフラッシュランプ発光に必要な電気エネルギーをコンデン サーに充電し、制御部が制御する周期でキセノンフラッシュラン プを発光させている。 また、制御部によって記憶された発光間隔並びに治療時間が

管理されている。

品目仕様等

出力波長帯 380~1000nm 発光間隔切替 OFF (消灯)・

OFF(消灯)・青・緑・橙のLEDによる 4段階切替

治療タイマー

5~15分 1分単位可変 15~20分 5分単位可変

13~20万 3万千円 12 女 <u>キセノン導子</u>×2 18J赤外線60mW、紫外線0.766mW \*出力チャンネル数 出 力 強 度 1 安 全 装 置 し

出力保護回路/異常発光保護回路 安

圕 囲 温 20~30℃

度度 20~90% (結露しないこと) 温 相 対

800~1040hPa 圧

## 【使用目的又は効果】

キセノン放電管を用い紫外線、可視光線、赤外線の連続した スペクトル光の温熱効果による血流改善、疼痛、炎症の緩解。

## 【使用方法等】

\*操作方法の詳細は必ず取扱説明書の『使用方法』を参照する

治療器の電源を投入する前に<u>キセノン導子</u>コードが<u>キセノン</u>導子 差込口に、また壁側の医用コンセントに電源コードが正しく接続されているか確認してください。

接続する導子	行うことのできる治療
<ul><li>・キセノン導子(2種類)</li></ul>	・キセノン光線治療

- ① 本体の後側にある主電源スイッチをONにする。
- ②治療時間設定ボタンで5~15分、最長20分までの間で適度な 治療時間を設定する。
- (石原町間で取及りる。 \*3 <u>キセノン導子</u>の発光サイクルを発光間隔設定ボタンで 設定する。通常は緑で使用する。 \*④ 治療患部に<u>キセノン導子</u>を装着する。 ⑤ スタート/ストップボタンを押し、キセノン光線による治療を開始

- (a) スタート、ヘレス・スティー させる。 (b) 設定した治療タイマーの時間が満了すると、タイムアップを知らせる終了音が鳴り、出力が停止する。 \*⑦ 患部に装着した<u>キセノン導子</u>を静かに外し、次の患者に使用するため、導子コードのよじれ等を確認して、次の治療に

## 〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

- \*① <u>キセノン</u>導子は治療開始後、1分間は1秒に1回の発光を繰り返し、その後、設定された治療サイクルでの発光に移行する。 治療途中での機器の設定変更に伴う、治療の中断による 同一部位での再スタートは、瀕回な光熱刺激を患部に与える ため、やけどを起こす可能性が高くなるので絶対に行わない
- ② 電源を切る場合はタップ側のスイッチを使用せず、必ず機器の 主電源スイッチを切ること。

# 【使用上の注意】

## 〈重要な基本的注意〉

- ① 本品の使用にあたり、取扱説明書を確認するよう使用者または 操作者に指導すること
- ②使用中は動作状態及び患者に異常がないことを定期的に確認
- (2) 使用中は動作状態及ひ患者に異常かないことを定期的に確認し、異常が認められた場合は、直ちに使用を中止すること。 「本品は患者の状態を監視する機能を有していない。」

  ③ 本品に床への落下等による衝撃が加えられた場合は、使用しないこと。
  「本品の外観に異常が認められない場合でも内部が破損している可能性があるため、点検確認が必要である。」

  ④ 本品に異物や液体が入らないように注意すること。もし入り込んだ場合は、そのままの世態で使用しないこと。「か降の原用」
- だ場合は、そのままの状態で使用しないこと。[故障の原因と なる。
- ⑤ 引火性のある環境では使用しないこと。 [引火又は爆発の誘因
- ⑤ 引火性のある環境では使用しないこと。 [引火又は爆発の誘bとなる可能性がある。]
   ⑥ 治療器導子の上に身体を乗せる等誤った用い方をしないこと。
   ⑦ 電源コード、治療器導子コードがよじれている場合は、そのまま使用しないで交換すること。
   ⑧ マジックベルトが濡れた状態で使用しないこと。 [ゴム成分が溶出してアレルギー症状を起こすことがある。]
   ⑨ 同一部位への連続治療は絶対に行わないこと。
   ⑩ 遮光目的でタオルを使用する場合は、軽く被せる程度にし、道名を与まないこと。

- 導子を包まないこと。
- ① 光を直視しないこと
- ② 治療器導子は使用頻度に応じて汚れたり、または消耗するので、 適宜交換すること
- 適且父撰9 ること。
  ③ 治療器導子の使用後、および汚れた場合は、固く絞った布等で丁寧に拭くこととし、キリフキや水洗いはしないこと。
  ④ 湿布剤等をはがした直後(ケトプロフェンを含むものついては、湿布剤をはがしてから4週間以内)にキセノン光を照射しない。[ピリピリしたり、水泡のできる可能性があるため。]
  \* ⑤ 大きなほくろ、アザ、入れ墨、タトゥー等のある部位へやむを得ず照射しなければならない場合は、十分注意して使用する
- する。
- (6) 導子コードの外被覆がずれ、中のビニールコードがむき出しになった状態で使用しない。 [感電の危険や断線の原因となる。] \* ① キセノン導子の胸部近辺での装着は、心細動の危険を増大させる可能性があるので十分注意する。

# 〈その他の使用上の注意〉

- ① 架台使用時には機器が滑り出したり、転倒したり等不要に動かないよう必ずキャスターロックを行う。② 架台使用時には機器に寄りかかると転倒する可能性がある
- ため、機器には寄りかからないこと。 ③ 雷や地震、停電時は使用を中止し、ボリューム、スイッチ等を 元の位置に戻し、電源ブラグをコンセントから抜くこと。 ④ 指定された導子以外は機器に接続しない。

## 〈相互作用(他の医薬品・医療機器等との併用に関すること)〉 [併用注意(併用に注意すること)]

- ①他の治療器との併用は、誤作動の原因となるのでやめること。 ②マイクロ波治療器が使用されている場所で使用する場合は、 相互の距離を3m以上離すこと。[本機の治療出力が不安定に なる可能性がある。]
- ③ 超短波治療器、マイクロ波治療器、電気メス等の強力な電磁波を放出する装置、またはX線を放出する装置のそば(例えば1m程度の距離)で使用すると誤作動や故障の原因となる。 ④ 微弱な信号を扱う機器が本器の周辺に設置されている場合、本器から発生する電磁波の影響を受ける可能性がある。
- 本器を使用する場合は周辺機器の作動状況に注意し、あらか じめ確認を行い、問題が生じた場合は直ちに使用を中止する

## 【保管方法及び有効期間等】

## 〈保管・輸送条件〉

0~60℃

周囲湿度 10~95% (結露しないこと)

圧 750~1040hPa

## 〈保管・輸送に関連する注意事項〉

- ① 電源コードは指定のものを使用し、コンセントや配線器具の定格
- ① 電源コードは1日にいるシンには、1000 で量を超える使い方はしない。 ② 電源コードは壁側コンセントに直接差込む。 ③ マルチタップを用いて機器を電源接続する場合は、必ず医療

マルナラップを用いて機器を電源接続する場合は、必り医療機器用の電源タップを使用する。 電源を切る場合はタップ側のスイッチを使用せず、必ず機器の主電源スイッチを切る。 「マルチタップを使用すると、想定していないところに電気が流れる等のリスクがあるので、使用する場合は必ず販売店に相談する。」

- ④ 機器は壁側に設置し、機器本体やコード類につまずかないように注意する。 [故障、転倒の原因となるため。] ⑤ 電源はAC100V電源3Pコンセントを使用する。3Pから2Pへの
- 変換プラグは使用しない。
- ⑥ ラジオやテレビの近くで使用しない。 [ノイズ等の影響を与える 場合があるので、離して使用する。]

機器を長期間保管する場合は、水やホコリ等が当たらない環境で 保管すること

本体および付属品または容器・包装品等を廃棄する場合は、 環境への影響を抑制するため地域で定められた規則に従い適切に 処分すること

※本器には電池は使用されていない。

本体 8年[自己認証(当社データ)による。] ※耐用期間は、弊社出荷日を基準とした期間で、期間内に指定 した保守点検、および必要な修理を行うことで性能が維持でき る期間を意味する。

## 【保守・点検に係る事項】

医療機器の使用・保守の管理責任は使用者側にあるので、本機 を安全に常に正しく作動させるために、取扱説明書に記載の保守 点検を実施すること。なお、使用者自ら定期保守点検ができない 場合は、弊社営業所が受託することもできる。

〈使用者による保守点検事項〉 ① 始業・終業点検は以下の項目を毎日必ず実施し、機器の動作、 治療器導子の発光状況に異常がないことを確認すること。

項目	内 容	方 法
外観および 表示事項	<ul><li>①損傷部位はないか。</li><li>②操作部ディスプレイ表示は判読できるか。</li><li>③スイッチ類のランプが切れていないか。</li></ul>	目視による確認
本体	①電源スイッチを押し、ディスプレイ表示がされるか。 ②終了音はなるか。 ③取扱説明書の表示に従い動作が行われるか。	操作による確認
付属品	①損傷部分はないか。 ②コードにねじれ・断線部分がないか。	目視による確認
	*③ <u>キセノン導子</u> が正常に発光するか。	操作による確認

- \*② 保守点検をする場合は、機器に添付された「定期点検マニュアル」<u>または「定期点検チェック表」</u>にしたがって行うこと。 ③ 導子のフィルターを酒精綿(アルコール等)でふかない。 [本
- ③ 専士のノイルターを酒精綿(アルコール等)でふかない。 [本来の機能が低下するため。] ④ 導子類は使用頻度に応じて消耗し、劣化した導子では正常な機能を発揮できないため、早目に交換する。 ⑤ 導子が汚れた場合は固くなった布もしくは弊社推奨の清掃用品
- 等で丁寧にふき、キリフキや水洗いはしないこと。[感電や故障の 原因となるため。
- ⑥ 機器本体の清掃は必ず乾いた布もしくは弊社推奨の清掃用品 で行う。濡れ拭きはしない。

- ⑦ 電源コードは定期的に清掃し、汚れた状態では使用しない。 使用終了時には電源コードをコンセントから抜いて、ほこりを
- とること。 ⑧ クロルヘキシジングルコン酸塩を含むものを清掃等に使用しない。 [樹脂部品の破損や本体サビの原因となるため。] ⑨ 始業点検、終業点検および導子類の清浄・点検は毎日必ず
- 実施し、機器の動作、各導子の発光状況に異常がないことを確認する。

- に必ず機器が正常に、かつ安全に作動することを確認する。

# 〈業者による保守点検事項〉

- ① 機器本体及び治療器導子等は、必ず定期点検を取扱店又は メーカーに依頼すること。
- ②機器本体、治療器導子は1年毎に、定期点検を実施すること。

## 【主要文献及び文献請求先】

氏 名:国際交易株式会社 住 所:東京都千代田区麹町4-1-4 西脇ビル

電話番号:03-3239-3571(代表)

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

氏 名:製造販売業者 国際交易株式会社

製造業者 国際交易株式会社

住 所:東京都千代田区麹町4-1-4 西脇ビル

電話番号:03-3239-3571(代表)